

1 訪問型サービス費(みなし)

基本部分		注 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問型サービス費(みなし)(I)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (1月につき 1,168単位、1日につき 38単位)	×70/100	×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 訪問型サービス費(みなし)(II)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (1月につき 2,335単位、1日につき 77単位)					
ハ 訪問型サービス費(みなし)(III)	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (1月につき 3,704単位、1日につき 122単位)					
ニ 訪問型サービス費(みなし)(IV)	事業対象者・要支援1・2 週1回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (1回につき 266単位) ※1月の中で全部で4回までのサービスを行った場合					
ホ 訪問型サービス費(みなし)(V)	事業対象者・要支援1・2 週2回程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (1回につき 270単位) ※1月の中で全部で5回から8回までのサービスを行った場合					
ヘ 訪問型サービス費(みなし)(VI)	事業対象者・要支援2 週2回を超える程度の訪問型サービス(みなし)が必要とされた者 (1回につき 285単位) ※1月の中で全部で9回から12回までのサービスを行った場合					
ト 訪問型サービス費(みなし)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2 20分未満の訪問型サービス (1回につき 165単位) ※1月につき22回まで算定可能					
チ 初回加算 (1月につき +200単位)						
リ 生活機能向上連携加算 (1月につき +100単位)						
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×137/1000) (2)介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×100/1000) (3)介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×55/1000) (4)介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(3)の90/100) (5)介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(3)の80/100)	注 所定単位は、イからラまでにより算定した単位数の合計				

: 支給限度額管理の対象の算定項目
 : 特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目

[脚注] 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数 + 〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数 - 〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数 × 〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100
●単位	⇒	市町村が定める単位数